

# 青森県報

号外第五十九号

平成十五年五月三十日(金曜日)

## 目次

### 告 示

狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一  
 適性試験及び講習の実施……………( 同 ) ……二

## 告 示

青森県告示第三百九十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり平成十五年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理人  
 青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 試験の期日、場所等

自然保護課	所管課名	試験の期日	試験の場所	備考
平成十五年 九月十日			青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階大会議室	

## 二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
狩猟免許 類許の種	視聴能力 運動能力	午前九時三十分 から 午後九時十分 まで	午前九時 から 午後九時 十分 まで
網猟・わな猟 許第一種 免	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 鳥獣に関する知識	午前十時十分 から 午後零時十分 まで	
網猟・わな猟 許第二種 免	銃器以外の器具を見て当該器具の使用の是非を判別すること。 銃器の構造(空気銃以外の銃器)を模造した物を用いて、2から4の判別を瞬時に行うこと。	午後一時十分 から 午後三時 まで	
銃第一種 免	銃器の構造(空気銃以外の銃器)を模造した物を用いて、2から4の判別を瞬時に行うこと。		

	第二種 銃猟免 許	1 空気銃を模した物について 圧縮操作をし、弾丸を用いた 状態で装填の操作を行った後 射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣 の判別を瞬時に行うこと。		2 模造銃に模造弾を装てんし、 射撃姿勢をとった後模造弾の 脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合に おける銃器の保持及び携行並 びにその受け渡しを模造銃を 用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作 を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について 圧縮操作をし、弾丸を用いた 状態で装填の操作を行った後 射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣 の判別を瞬時に行うこと。
--	-----------------	---	--	---

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 精神分裂病、そうつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気がかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

四 受験の申請手続等

狩猟免許試験を受けようとする者は、平成十五年七月二十九日から同年八月二十八日までに狩猟免許申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項

を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する農林水産事務所に提出すること。

- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
  - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第二号該当者（異種免許を受けようとする者） 四千元
  - (二) その他の者（初心者） 五千三百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ力の写真） 一枚
- 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十円）をちよう付したもの） 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百九十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成十五年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成十五年五月三十日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀安雄

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は事務所名	期 日	場 所	備 考
東地方農林水産事務所	平成十五年七月二十三日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地方農林水産事務所	平成十五年七月二十五日	弘前市大字下白銀町一―九の四 弘前文化センター	
	平成十五年八月八日	黒石市ぐみの木三丁目六五 スポカルイン黒石	
	平成十五年八月二十六日	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田三七の一 大鰐町総合福祉センター	
	平成十五年八月二十九日	弘前市大字下白銀町一―九の四 弘前文化センター	
三戸地方農林水産事務所	平成十五年七月二十九日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
	平成十五年八月五日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
	平成十五年八月七日	三戸郡三戸町大字川守田字関根川原五五 三戸町中央公民館	
	平成十五年八月二十日	三戸郡田子町大字田子字柏木田一六九 田子町中央公民館	
	平成十五年八月二十一日	三戸郡新郷村大字戸来字風呂前一〇 新郷村山村開発センター	
	平成十五年八月二十五日	三戸郡五戸町字下モ沢向八の二 五戸町公民館	
	平成十五年八月二十六日	三戸郡名川町大字平字広場三六 名川町中央公民館	
	平成十五年八月二十七日	八戸市長根一丁目二の八 三八教育会館	
北地方農林水産事務所	平成十五年七月二十五日	五所川原市栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
	平成十五年七月三十日	五所川原市栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	
上北地方農林水産事務所	平成十五年七月二十九日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	

区分	科 目	時 間	受付時間
自然保護課	平成十五年九月十二日	青森市長島一丁目一の一 青森県庁舎西棟	
西地方農林水産事務所	平成十五年七月二十五日	八― 西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字北禿一 日本海拠点館	
下北地方農林水産事務所	平成十五年八月六日	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	
	平成十五年八月十九日	三沢市桜町一丁目六の三五 三沢市公会堂	
	平成十五年八月五日	上北郡東北町字塔ノ沢山一 東北町コミュニティセンター	
	平成十五年八月一日	上北郡天間林村大字天間館字森ノ上二〇 天間林村中央公民館	
	平成十五年七月三十日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

講 習	適性試験	区 分	科 目	時 間	受付時間
3 2 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 鳥獣の判別 猟具の取扱い	3 2 1 視力 聴力 運動能力			午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで

三 適性試験及び講習の対象者

平成十五年四月十六日から平成十六年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。

ただし、次に掲げる者を除く。

1 精神分裂病、そうつ病、てんかん、又はこのほか自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
- 四 免許更新申請書の提出期限及び提出先  
適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する農林水産事務所に提出すること。
- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙  
二千九百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景のライカ判の写真）  
一枚
- 3 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書  
一通
- 4 更新しようとする狩猟免許  
その他
- 五 詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭